



会津若松市告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、
会津若松市大戸町地内の字の区域を別紙のとおり変更するので、同
条第2項の規定により告示する。

なお、当該字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195
号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定
による換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成19年3月28日

会津若松市長 菅 家 一 郎

字 区 域 变 更 调 书

編入する字 同左に編入される区域
名

大戸町上三 大戸町上雨 670 の 5、671、672 の 1、673、674
寄南原 屋 の 1、675 の 1、679 の 1、679 の 2 及
びこれらの区域に介在する水路である公
有地の全部

大戸町大字 甲 297 の 2、甲 298 の 3、甲 335 の 3、
上三寄字大 甲 344 の 5、甲 345 の 5、甲 346 の 5、
門 甲 357 の 3、甲 358 の 4、甲 358 の 5、
甲 359 の 3、甲 359 の 4、甲 377 の 2、
甲 378 の 3、甲 378 の 4、甲 379 の 3、
甲 379 の 4、甲 380 の 4、甲 380 の 6、
甲 381 の 4、甲 384 の 3、甲 384 の 4

大戸町大字 甲 93 の 3

上三寄字八
幡東

大戸町大字 甲 2344 の 2、甲 2345 の 2、甲 2346 の 2、
上三寄字下 甲 2356 の 2、甲 2357 の 2 及びこれらの区
山 域に介在する水路である公有地の全部

大戸町上三 大戸町大字 乙 104 の 2、乙 106 の 3、乙 118 の 3、
寄香塩 上三寄字大 乙 119 の 3、乙 120 の 2、乙 124 の 2、
瀬戸 乙 125 の 3、乙 126 の 2、乙 133 の 2、
乙 133 の 3、乙 140 の 3、乙 146 の 3

大戸町大字 8 の 2、29 の 7、31 の 5、47 の 3、48 の

上三寄字大 5、48の6、71の4、72の6から72の10
田 まで

大戸町大字 30の3から30の5まで、44の3

上三寄字村
西

大戸町大字 38の5、43の3、44の2

上三寄字三
枚橋

大戸町大字 5の3、6の3、25の3

上三寄字谷
地

大戸町大字 乙1531の5、乙1532の2、乙1533の3、

上三寄字館 乙1533の4、乙1535の3、乙1546の3

ノ内

大戸町大字 乙2039の2

上三寄字下

山田山

大戸町大字 丙64の4、丙83の3、丙83の4、丙84の

上三寄字下 3、丙84の4、丙85の3、丙85の4、丙

近林 86の3、丙102の3、丙103の3、丙104

の2、丙106の4、丙121の4、丙124

の4、丙140の4、丙144の5、丙144

の7、丙145の5、丙145の7、丙145

の8、丙146の3、丙146の5、丙146

大戸町大字 丙 173 の 4

上三寄字上

近林

大戸町上三 1 の 2、146 の一部、864、865、872、

寄大豆田 873、883、884、899、937 の 1 及び

これらの区域に隣接介在する道路である
公有地の全部

大戸町上三

大戸町上三

292 から 294 までの各一部及びこれらの

寄大豆田

寄香塩

区域に隣接介在する道路、水路である公
有地の全部

大戸町大字 乙 2733 の 2

上三寄字山

田山

大戸町大字 丙 1498

上三寄字井

戸尻

大戸町大字 丙 1243、丙 1254 の 2、丙 1254 の 3、丙 1316

上三寄字東 の 2、丙 1317 の 2、丙 1318、丙 1319、丙

原 1321、丙 1323、丙 1324 及びこれらの区域

に隣接する道路である公有地の全部

大戸町大字 丙 1501 の 40 から 丙 1501 の 42 まで

上三寄字上

田山

大戸町大字 1の2

上三寄字本

能原